

建設業法の各基本事項や法令違反に関するよくあるご質問

「建設業相談窓口ナビ」をご活用いただければ、
建設業法違反の通報や苦情に関する適切な相談先を確認することが可能です。
本書と併用し、通報や相談を行う前にまずはこちらをご利用ください。

建設業相談窓口ナビ

<https://ttzk.graffer.jp/mlit-kensetsugyo/support-navi>

<目次>

1. 建設業許可・契約・技術者配置・下請取引に関する基本事項 2
2. 建設工事契約書の作成・変更・電子化に関する基本事項 8
3. 許可行政庁による監督処分について 10
4. 建設業法違反のおそれのある行為及び情報提供先について 13
5. 建設業法以外の法令違反等に関する行為及び相談先 21
6. 建設工事の契約トラブル・紛争解決に関する相談先 23

1. 建設業許可・契約・技術者配置・下請取引に関する基本事項

番号	質問内容	回答	更新日
1.	建設業許可が必要な場合を教えてください。	<p>建設工事の完成を請け負うことを営業するには、その工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、建設業法第3条に基づき建設業の許可が必要ですが、「軽微な建設工事」(※)のみを請け負って営業する場合には、必ずしも建設業の許可を受けなくてもよいこととされています。</p> <p>※[1]建築一式工事については、工事1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事または延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事</p> <p>[2]建築一式工事以外の建設工事については、工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事</p> <p>上記「請負代金の額」の算定にあたっては、以下の点に注意が必要です。</p> <p>ア) 2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の合計額</p> <p>イ) 注文者が材料を提供する場合は、その材料等を含む額</p> <p>ウ) 単価契約とする場合は、1件の工事に係る全体の額</p> <p>エ) 消費税及び地方消費税を含む額</p> <p>なお、許可申請についての詳細は以下リンクをご参照ください。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000086.html</p>	
2.	建設業許可の申請方法や変更届出の方法を教えてください。	許可の申請や変更届出の手続きに関するお問い合わせは、許可を受けようとする行政庁へ直接、お問い合わせ下さい。	

番号	質問内容	回答	更新日
		<p>▼許可行政庁一覧</p> <p>https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000088.html</p>	
3.	建設業許可が不要な「軽微な建設工事」の金額は、消費税を含むのか。	軽微な建設工事の金額には取引に係る消費税及び地方消費税の額を含みます。	
4.	建設業許可の、国土交通大臣許可と都道府県知事許可の違いを教えてください。	営業所を同一都道府県内のみに入れて建設業を営む場合は都道府県知事許可、複数都道府県にまたがり、営業所を設けて建設業を営む場合は国土交通大臣許可になります。	
5.	建設業許可の、一般建設業許可と特定建設業許可の違いを教えてください。	発注者から直接請け負う工事1件につき、下請契約の代金の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の場合には、特定建設業の許可が必要です。請け負うのみであれば、金額がいくらであっても一般建設業の許可で差し支えありません。	
6.	特定建設業者として、どのような責任があるか。	<p>特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負った場合は、工事に携わる全ての下請負人が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないように指導に努めなければなりません。</p> <p>また、下請負人が是正指導に従わない場合には、行政庁にその旨を速やかに通報しなければなりません。</p>	
7.	出向社員は現場技術者として配置することはできるか。	<p>出向社員は基本的に現場技術者として配置することはできませんが、企業集団制度を活用すれば配置することは可能です。</p> <p>企業集団制度を活用した技術者の配置につ</p>	

番号	質問内容	回答	更新日
		<p>いては「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(PDF)」より詳細をまとめておりますので、ご参照ください。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001732797.pdf</p>	
8.	<p>営業所技術者もしくは現場技術者を他の現場へ兼任させたいが可能か。</p>	<p>監理技術者等の専任現場兼務、営業所技術者等の専任現場への兼務については一定の条件を満たすことによって、特例として兼任することが可能です。</p> <p>専任特例制度を活用した技術者の配置については「現場技術者の専任合理化(PDF)」より詳細をまとめておりますので、ご参照ください。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001854111.pdf</p>	
9.	<p>手形サイトの短縮に係る要件について、自社が該当するか確認を行いたい。</p>	<p>手形による下請代金の支払を60日以内とする規定につきましては、特定建設業許可を持つ元請負人と資本金4千万円未満の下請負人との間の取引が対象となります。</p> <p>例えば貴社が特定建設業許可業者であるものの、下請負人として取引を行っている場合は対象外となります。また、一般建設業許可業者が元請負人として取引を行っている場合においても対象外となります。詳細はこちらをご確認ください。</p> <p>▼手形による下請代金の支払</p> <p>https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001769540.pdf</p>	

番号	質問内容	回答	更新日
10.	手形が60日を超えた場合、何か罰則があるのか。	60日を超過することを以て直ちに「割引困難な手形」と認定されるわけではありませんが、許可行政庁により「割引困難な手形」のおそれがあるものと認定がなされた場合、指導の対象となります。	
11.	工事で使用する資材の購入についても60日以内の手形にしなければならないのか。	建設業法上、対象となるのは「建設工事の請負契約に係る下請代金の支払い」であるため、資材購入のような売買契約においては適用されません。	
12.	建設業法で求められる帳簿の保存義務について教えてほしい。	<p>建設業許可を有する建設業者には、帳簿及びその添付書類については建設工事の目的物の引渡しをしたときから5年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものについては10年間）、営業に関する図書については建設工事の目的物の引渡しをしたときから10年間の保存義務が課されています。</p> <p>令和7年12月12日からは、営業に関する図書の一つとして、建設業法第21条第1項に規定する材料費等記載見積書を作成したときについては、当該見積書及び当該見積書の内容に関する注文者との打合せ記録の保存が必要となりましたので、ご注意ください。</p> <p>なお、帳簿の記載事項や記載方法等については建設業法施行規則第26条以下で規定しておりますのでご確認ください。</p> <p>▼建設業法施行規則 https://laws.e-gov.go.jp/law/324M50004000014</p>	

番号	質問内容	回答	更新日
13.	今後受注予定の案件が「建設工事」にあたるか教えてほしい。	<p>建設工事とは、現場において行われる次の工事を指します。</p> <p>(1) 建築物，土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設，改造，修繕，解体，除却若しくは移設すること。</p> <p>(2) 土地，航路，流路などを改良若しくは造成すること。</p> <p>(3) 機械装置をすえ付け，解体若しくは移設すること。</p> <p>建設工事の内容、例示、区分の考え方に関しては、建設業許可事務ガイドラインについてご参考ください。</p> <p>▼以下リンクの上から 5 つ目が該当箇所です。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html</p> <p>判断が難しい場合は、各許可行政庁までご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>▼許可行政庁一覧</p> <p>https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000088.html</p>	
14.	土木・建築一式工事の許可のみで工事を行うことは可能か。	<p>一式工事についてはあくまで総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物・建築物を建設する工事を行うための許可であるため、一式工事の許可のみでは実際の工事を行うことはできません。工事を行うためには工事内容に含まれる各専門工事に該当した許可を所持、もしくは専門技術者を配置する必要があります。また、前述の要件を満たすことが</p>	

番号	質問内容	回答	更新日
		<p>できない場合は該当専門工事の許可を所持した業者へ発注する必要があります。</p>	
15.	<p>「一括下請負」とは何か、どういった場合が該当するか。</p>	<p>「一括下請負」とは、請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合などが該当します。</p> <p>建設業法では、一括下請負を原則として禁止しており、元請負人であれば下請負人間の工程管理など、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」を全て行うことが、下請負人であればそれらの主たる部分を行うことが求められます。</p> <p>個別の事案に対する判断は建設業許可を受けた許可行政庁での判断となりますので、各許可行政庁にご確認ください。</p> <p>違反疑義のある場合につきましても、許可行政庁に情報提供（通報）ください。</p> <p>▼許可行政庁一覧 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000088.html</p>	

[目次へ戻る >>](#)

2. 建設工事契約書の作成・変更・電子化に関する基本事項

番号	質問内容	回答	更新日
16.	令和6年法改正で加わった契約書の記載事項（建設業法第19条第1項第8号）について、どのような書き方をすればいいか教えてほしい。	改正建設業法について P21 に詳細をまとめておりますので、ご参照ください。 （5）価格転嫁・工期変更協議の円滑化ルールの詳細 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001855436.pdf	
17.	契約書を作成しなかった場合、どういった状況が生じるか。	契約書を書面で交わさない、または記載事項が不足していることにより、不払い等の請負契約に関するトラブルが発生しやすくなり、紛争にまで発展するおそれがあります。 建設業法第19条では、建設工事を行う場合には契約書の締結を求めており、着工前に契約書を書面で取り交わしていない場合や契約書に記載する条項に漏れがある場合には、必要に応じ指導などがなされますので、ご注意ください。 ▼建設業法 https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000100	
18.	建設工事の電子契約について教えてほしい。	建設工事の電子契約に関しては、国土交通省HPの以下サイトよりご覧ください。 ▼ガイドライン・マニュアル>電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html	

番号	質問内容	回答	更新日
19.	注文書と請書を利用する契約は可能か。	可能です。「注文書及び請書による契約の締結について (PDF)」に詳細をまとめておりますので、ご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001912972.pdf	
20.	「民間工事標準請負契約約款」には「甲」と「乙」とがあるが、違いは何か。	「甲」は比較的規模の大きい工事を、「乙」は戸建てなど規模の小さい工事を想定して作成されております。 具体的な金額の目安などがあるわけではございませんので、内容をご確認いただき、より施工する内容に即した約款をご利用ください。	
21.	「民間工事標準請負契約約款」は著作権などがあるか、利用は自由か。	ご自由に利用いただくことが可能です。	
22.	工事の変更内容（どれくらい工期が伸びるか、どの程度金額が上増しになるかなど）が確定できない時点で工事の変更をお願いしたいのだが、変更契約はどのように締結すればよいか。	追加工事や変更工事の内容がすぐに確定できない場合、以下の事項を記載した書面を当該工事の着工前に交わし、内容が確定できた時点で変更契約などに反映いただくことが求められます。 ① 下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容 ② 当該追加工事等が契約変更の対象となること及び契約変更等を行う時期 ③ 追加工事等に係る契約単価の額 ▼元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン P15	

番号	質問内容	回答	更新日
		https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html.pdf	

[目次へ戻る >>](#)

3. 許可行政庁による監督処分について

番号	質問内容	回答	更新日
23.	建設業法違反に抵触するとどのような処分が行われるか。	<p>各許可行政庁が個別具体的にその事案の詳細を確認した上で、指導監督の適否を含め対処方針を検討し、建設業法の各種規定に違反認定の上、指示処分、営業停止処分、許可取消処分のような「監督処分」や、指導、助言、勧告のような「行政指導」が行われます。</p> <p>監督処分の際は、各許可行政庁で定めております監督処分基準に基づき、検討が行われます。大臣許可業者に対する監督処分基準について、下記ご確認ください。</p> <p>▼建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について</p> <p>https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000179.html</p>	
24.	建設業法第28条第1項第2号に定められている『建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき』とはどのような場合か。	<p>建設業者が故意または重過失により請負契約違反し、かつ社会通念上建設業者が有すべき誠実性を著しく欠くものと判断されるものと定められており、具体的には、①公共工事の入札における虚偽申請②主任技術者等の不設置等③粗雑工事等による重大な瑕疵④施工体制台帳の不作成が挙げられます。</p>	

番号	質問内容	回答	更新日
		<p>最終的には許可行政庁の判断になります。 国土交通大臣許可業者に対しての処分の詳細は、監督処分基準をご参照ください。</p> <p>▼建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000179.html</p>	
25.	建設業法以外の法令違反の場合も監督処分がされるのか	<p>起訴や確定判決等により他法令違反の事実が明白であることに加え、その違反の事実及び態様が「建設業者として不適当であると認められるとき」に処分を行います。処分となるかどうかは、違反の内容、程度、違反により生じた結果、建設業の営業との関連の有無等を総合的に判断して決定されます。</p>	
26.	安全衛生法違反で刑が確定した場合、どのような処分が行われるのか。	<p>違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連性を総合的に勘案し、建設業者として不適当であると認められる場合には監督処分が行われます。</p> <p>国土交通大臣許可の場合、労働安全衛生法により刑に処せられた場合は指示処分が行われ、工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより業務上過失致死罪等の刑に処せられた場合は営業停止処分が行われます。</p> <p>▼参考：建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000179.html</p> <p>なお、都道府県知事許可業者については各都</p>	

番号	質問内容	回答	更新日
		道府県にご確認ください。	
27.	営業停止期間中にできない行為は何か。	<p>1 新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約等に基づく本契約の締結を含む。）</p> <p>2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの（工事の施工上特に必要があると認められるものを除く。）</p> <p>3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等</p> <p>4 営業停止処分に地域限定が付されている場合にあつては、当該地域内における前各号の行為</p> <p>5 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあつては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為</p> <p>6 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあつては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第1号から第3号までの行為</p> <p>個別の事案については、各許可行政庁にお問い合わせください。</p> <p>▼許可行政庁一覧表 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000088.html</p>	

番号	質問内容	回答	更新日
28.	営業停止期間中にできる行為は何か。	<p>1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請</p> <p>2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工</p> <p>3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工</p> <p>4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工</p> <p>5 災害時における緊急を要する建設工事の施工</p> <p>6 請負代金等の請求、受領、支払い等</p> <p>7 企業運営上必要な資金の借入れ等</p> <p>個別の事案については、各許可行政庁にお問い合わせください。</p> <p>▼許可行政庁一覧表 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000088.html</p>	

[目次へ戻る >>](#)

4. 建設業法違反のおそれのある行為及び情報提供先について

番号	質問内容	回答	更新日
29.	無許可業者が工事を請け負っているが違反か。	<p>請け負っている工事の業種と金額により違法か否か判断されます。</p> <p><500万円(建築一式工事の場合1,500万円)以上の工事の場合></p> <p>建設業法違反のおそれがございます。建設業許可を有していない業者に建設業法違反の疑義がある場合は、当該業者の所在地を管轄する区域の都道府県の対応となりますので、</p>	

番号	質問内容	回答	更新日
		<p>当該業者に対して指導権限を有する都道府県へ、ご通報ください。</p> <p>▼許可行政庁一覧： https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000088.html</p> <p><500万円(建築一式工事の場合1,500万円)未満の工事の場合> 軽微な建設工事のみを行う場合は建設業の許可は不要となっております。</p>	
30.	建設業許可を不正に取得している業者がいるが、どこに通報すればよいか。	<p>建設業許可の不正取得に関する情報は、建設業法違反のおそれがある事案として「駆け込みホットライン(建設業法違反通報窓口)」の情報収集フォームより違反情報の提供が可能です。</p> <p>▼駆け込みホットライン情報収集フォーム https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html</p>	
31.	営業所に専任が必要な技術者が専任しておらず、不在にしていることが多いが建設業法違反ではないのか。	<p>営業所技術者等(特定営業所技術者又は営業所技術者)は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、テレワーク(※)を行う事を含みます。</p> <p>※営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の期間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事すること</p> <p>したがって、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しな</p>	

番号	質問内容	回答	更新日
		<p>い費を除き通常の勤務時間中は、その営業所の勤務し得るものでなければなりません。</p> <p>なお、基本的に営業所技術者等が現場の主任技術者又は監理技術者になることはできませんが、営業所との近接性や営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること、またその他の条件を満たす場合は兼務を認められます。</p> <p>当該現場が専任か非専任によっても要件は異なりますので、詳細は監理技術者制度運用マニュアルを</p> <p>▼監理技術者制度運用マニュアル https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html</p>	
32.	<p>工事現場で配置が必要なはずの主任技術者（監理技術者）が不在の状況で工事が進められているが建設業法違反ではないのか。</p>	<p>請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）であり、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、より適正な施工の確保が求められているため、工事現場ごとに専任の技術者を配置する義務があります。</p> <p>ただし、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事や監理技術者を補佐する者を工事毎に専任で置く場合等においては、兼任することが可能です。</p> <p>また、専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられますが専任の趣</p>	

番号	質問内容	回答	更新日
		<p>旨を踏まえると、必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではありません。 詳細は監理技術者制度運用マニュアルをご確認ください。</p> <p>▼監理技術者制度運用マニュアル https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001859191.pdf</p>	
33.	<p>施工管理技術検定の不正受検についてどこに通報すればよいか。</p>	<p>施工管理技術検定の不正受検に関する情報は、建設業法違反のおそれがある事案として「駆け込みホットライン（建設業法違反通報窓口）」の情報収集フォームより違反情報の提供が可能です。</p> <p>▼駆け込みホットライン情報収集フォーム https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html</p>	
34.	<p>建設業者が許可行政庁に提出している経営事項審査の虚偽についてどこに通報すればよいか。</p>	<p>経営事項審査の許可行政庁提出書類の虚偽提出に関する情報は、建設業法違反のおそれがある事案として「駆け込みホットライン（建設業法違反通報窓口）」の情報収集フォームより違反情報の提供が可能です。</p> <p>▼駆け込みホットライン情報収集フォーム https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html</p>	
35.	<p>施工体制台帳や施工体系図を作成していない、または虚偽のものを作成している。</p>	<p>施工体制台帳及び施工体系図に関し、建設業法違反のおそれがある場合は、「駆け込みホットライン（建設業法違反通報窓口）」の情報収集フォームより違反情報の提供が可能です。</p>	

番号	質問内容	回答	更新日
		<p>▼駆け込みホットライン情報収集フォーム https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html</p>	
36.	<p>特定建設業者である元請負人が下請負人に対して工事代金を支払わないが建設業法違反ではないのか。</p>	<p>目的物の引き渡し後、50日以内に支払が完了していない場合は、建設業法24条の6違反のおそれがありますので、元請負人に許可を出している許可行政庁までご相談ください。</p> <p>また、「駆け込みホットライン情報収集フォーム」より違反情報の提供が可能です。</p> <p>▼駆け込みホットライン情報収集フォーム https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html</p> <p>ただし、相互の債権債務の認識に齟齬があるなど民事上の契約トラブルに関しては、法テラスや弁護士、建設業取引適正化センターまでご相談ください。</p> <p>▼建設業取引適正化センター https://tekitori.or.jp/pages/47/</p>	
37.	<p>不当に低い、原価割れしている金額で一方的に契約締結されてしまったが建設業法違反ではないのか。</p>	<p>一方的な請負代金設定といった優越的地位の濫用等により建設業法違反に抵触するおそれがある場合は、当該法令違反疑義行為が行われた地域（当該法令違反疑義行為が行われた営業所や工事現場をいう。）を管轄する地方整備局等もしくは当該建設業者に許可を出している許可行政庁において対処方針を検討しております。</p>	

番号	質問内容	回答	更新日
		<p>▼駆け込みホットライン情報収集フォーム」より違反情報の提供が可能です。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html</p>	
38.	<p>労務費が著しく低いまたは労務費相当分を払ってくれないが建設業法違反ではないのか。</p>	<p>必要な労務費が含まれない請負契約については、建設業法違反のおそれがある事案として「駆け込みホットライン（建設業法違反通報窓口）」より違反情報の提供が可能です。</p> <p>▼駆け込みホットライン情報収集フォーム</p> <p>https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html</p>	
39.	<p>下請工事を施工するために通常よりもかなり短い期間を示され、当該期間を工期とする下請契約を締結させられた場合、建設業法違反となるか。</p>	<p>「工期に関する基準」（以下工期基準）では、工期設定において元請負人と下請負人が果たすべき責務として、下請負人の建設工事の適正な工期見積りの提出及び元請負人の適正な工期の見積りの尊重、請負契約の締結に際しての元下間での適正な工期の設定などが求められております。契約締結された工期が、「工期基準」等で示された内容を踏まえておらず、短くなっている場合は、建設業法上違反となるおそれがありますので、「駆け込みホットライン情報収集フォーム」より違反情報の提供が可能です。</p> <p>当該法令違反疑義行為が行われた地域（当該法令違反疑義行為が行われた営業所や工事現場をいう。）を管轄する地方整備局等もしくは当該建設業者に許可を出している許可行政庁において対処方針を検討しております。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html</p>	

番号	質問内容	回答	更新日
		<p>▼工期に関する基準 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html</p> <p>▼建設業法令遵守ガイドライン https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html</p>	
40.	元請負人からの支払について、振り込み手数料が下請負人負担となっているが建設業法違反ではないのか。	<p>下請代金の支払いに関して発生する諸費用を、元請負人と下請負人双方の協議・合意がないまま一方的に下請代金から差し引く行為は、建設業法違反となるおそれがあり、当該法令違反疑義行為が行われた地域（当該法令違反疑義行為が行われた営業所や工事現場をいう。）を管轄する地方整備局等もしくは当該建設業者に許可を出している許可行政庁において対処方針を検討しております。</p> <p>▼「駆け込みホットライン情報収集フォーム」より違反情報の提供が可能です。 https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html</p> <p>なお、契約内容が建設工事請負契約に該当しない場合は、中小受託取引適正化法が適用される可能性があります。 中小受託取引適正化法については、公正取引委員会にご確認ください。</p>	
41.	土日休みが全く取れない工期設定の工事を受注した場合、建設業法違反となるか。	時間外労働規制に抵触する違法な長時間労働などの不適切な状態で工事を施行する場合は、著しく短い工期に該当し、当該工事を受注した場合、建設業法違反のおそれがござ	

番号	質問内容	回答	更新日
		<p>いますので、「駆け込みホットライン(建設業法違反通報窓口)」の情報収集フォームより違反情報の提供が可能です。</p> <p>▼駆け込みホットライン情報収集フォーム https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html</p> <p>下請負人が、自ら著しく短い期間を工期とする請負契約を締結し、さらにその下請負人から再下請が行われた場合、再下請負人にも著しく短い工期による工事を求める蓋然性が高くなり、建設業の重層下請構造全体の中で著しく短い工期による請負契約の締結が連鎖的に行われることで、技能労働者の労働時間などへの影響が懸念されます。</p>	
42.	建設Gメンとは何を調査しているのか。	<p>「労務費に関する基準」を著しく下回る見積り・契約締結等を行っていないか、資材高騰を踏まえた請負代金や工期の変更協議を行っているか、「工期に関する基準」を考慮した工期設定を行っているか等、適正な取引の実態に向けた調査等を行っております。</p> <p>▼労務費に関する基準ポータルサイト https://roumuhi.mlit.go.jp/</p> <p>▼工期に関する基準 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html</p>	

[目次へ戻る >>](#)

5. 建設業法以外の法令違反等に関する行為及び相談先

番号	質問内容	回答	更新日
43.	工事現場に従事する作業員がヘルメットをしていない・足場を適切に設置していない・安全帯未着用など労働安全衛生法に違反するような危険な作業を行っているがどこに相談すればよいか。	<p>工事現場付近で作業員の方が危険作業を行っている等、労働安全衛生法に違反するおそれがある場合は、お近くの労働基準監督署へお知らせください。</p> <p>▼労働基準監督署一覧 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html</p>	
44.	建設工事施工を含めた諸業務に関し労働基準法に違反するような労働時間で就労させられているがどうすればよいか。	<p>諸業務の労働に関し労働基準法に違反するおそれのある場合は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。</p> <p>▼労働基準監督署一覧 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html</p>	
45.	近隣の工事が早朝ないし深夜に行っていたり、発生する工事の騒音が非常に大きいですが、どこに相談すればよいか。	<p>工事施工可能な時間帯や騒音については、自治体の条例等で定めている場合がありますので、工事現場の最寄りの市区町村までご相談ください。</p>	
46.	建設工事の現場で出た廃棄物が放置されているがどこに相談すればよいか。	<p>廃棄物の処理につきましては、環境省所管「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において定めております。各自治体の産業廃棄物不法投棄情報受付専用窓口や不法投棄ホットラインまでご連絡ください。</p> <p>▼産業廃棄物不法投棄情報受付専用窓口一覧</p>	

番号	質問内容	回答	更新日
		https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/actionplan/madoguti.html ▼不法投棄ホットライン https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/hotline.html	
47.	社長や上司、取引先建設業者等から脅迫やパワハラを受けているが、どこに相談すればよいか。	脅迫などの犯罪行為を受けた場合は職場の所在地を管轄する警察署までご相談ください。 ▼警察署一覧 https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/ichiran.html また、パワハラ等については労働局にご相談ください。 ▼労働相談コーナー https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html	
48.	違法建築により、建物に被害が出たので建設業者を指導してほしい。	施工に不備があるなど建築基準法違反のおそれ等がある場合には、当該施工現場を所管する特定行政庁へご相談ください。	
49.	近所で行われている工事について、道路の使用許可証が掲示されていない・公道を塞いでいて危険なので建設業者を指導してほしい。	道路の使用許可書が取得されていないもしくは掲示されていない場合には、本来道路使用許可が必要な行為を行う場所を管轄する警察署へご相談ください。 ▼警察署一覧 https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/ichiran.html	

番号	質問内容	回答	更新日
50.	建築基準法による確認済の工事であることを示す表示板（建築工事看板、確認看板）がないのは違法ではないか。	看板等の表示板の設置は建築基準法で定めておりますので、違反のおそれ等がある場合には、当該施工現場の管轄である特定行政庁へご相談ください。	
51.	アスベストを含む建築物や工作物を解体、改造、補修する作業を行っているが、届け出を行っていない。どこに相談すればよいか。	アスベストを含む建築物の届け出等については、環境省所管の大気汚染防止法において定められておりますので、以下の問い合わせ窓口よりご相談ください。 ▼大気汚染防止法に基づく届出・問い合わせ窓口 https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87/post_98.html	

[目次へ戻る >>](#)

6. 建設工事の契約トラブル・紛争解決に関する相談先

番号	質問内容	回答	更新日
52.	建設工事を発注したが、元請負人が契約とは異なる施工を行っている・工期が契約と違う等のトラブルが発生している。どこに相談すればよいか。	契約書を交わしているのであれば、それを根拠として元請負人に交渉することとなります。契約において元請負人に建設業法違反のおそれがある場合は、元請負人に許可を出している許可行政庁までご相談ください。 なお、契約内容の認識に齟齬があるなど民事上の契約トラブルに関しては、法テラスや弁護士までご相談ください。 ▼許可行政庁一覧 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000088.html	

番号	質問内容	回答	更新日
53.	二次下請負人だが、一次下請負人が工事代金を払ってくれない。元請負人に立て替え払いをするよう働きかけていただきたい。	<p>まずは一次下請負人に契約書に基づいて金の支払を求め、それでも支払われないようであれば元請負人に状況をご相談ください。それでもなお解決しない場合は、当該元請負人に許可を出している許可行政庁にご相談ください。</p> <p>▼許可行政庁一覧 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000088.html</p>	
54.	元請負人が工事の代金を支払ってくれないがどうすればよいか。契約書は取り交わしておらず口頭契約だが、請求や支払いに関するやりとりはメッセージアプリなどで証拠として残っている。	<p>契約書を交わしていないこと自体が双方で建設業法違反なのでご注意ください。このような紛争を回避する観点から、建設工事の請負契約においては今後必ず書面で契約書を取り交わすようにしてください。元請負人の建設業法違反については「駆け込みホットライン情報収集フォーム」より違反情報の提供が可能です。</p> <p>▼駆け込みホットライン情報収集フォーム https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html</p> <p>相互の債権債務の認識に齟齬があるなど民事上の契約トラブルに関しては、法テラスや弁護士、建設業取引適正化センターへご相談ください。</p> <p>▼建設業取引適正化センター https://tekitori.or.jp/pages/47/</p>	

[目次へ戻る >>](#)